

## 事業内容および同意内容確認書



### 1 お申し込み

(1) 申し込み方法は下記2点のいずれかの方法にてお願いいたします。

ア 足立区役所のオンライン申請システムから申し込む

※WEBでの申し込みはこちら

(<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/137>)

イ『空き地の草刈委託申請書』を担当課へ郵送、窓口を持参して申し込む

**※法人からのお申し込みについては「社判」の押印をお願いしていますので、持参、郵送に限らせていただきます。ご了承ください。**

(2) お申し込みをいただきましたら、区担当者が現地確認を実施し登記事項証明書を取得して、面積の確認を行います。**申請の面積と登記事項証明書の記載面積に差異がある場合、別途、面積の確認ができる資料（測地測量図等）の提出をお願いする場合があります。**

(3) 年度内何度でもお申し込みいただけます。2回目以降、紙の申請書が必要な方は生活環境保全課までご連絡ください。

**※空き地の適正な管理には年2回程度の草刈の実施をお勧めしています。**

### 2 料金（令和6年度）

(1) 作業面積100㎡未満	1㎡あたり	220円
(2) 作業面積100㎡以上300㎡未満	1㎡あたり	190円
(3) 作業面積300㎡以上500㎡未満	1㎡あたり	170円
(4) 作業面積500㎡以上	1㎡あたり	150円
(5) 防草シート設置	1㎡あたり	3,780円
		(消費税別)

※ 料金を計算する際の草刈及び防草シート設置の面積は、空き地の総地面積とし、小数点以下は切り捨てます。草が生えていない部分があっても、その部分も含めての面積としますのでご了承ください。

※ 防草シートの設置をご希望の方は「防草シート希望」とご記入ください。ご記入がない場合は草刈のみを実施します。なお防草シートは「ジオフリース防草シート BSK-200M（同等品の場合あり）」となります。なお設置後の管理は土地の管理者様にてお願いいたします。

**※ 料金は毎年度入札により契約するため、変動しますことをご了承願います。また下記の算定方法を参考に、申請者様各自でご確認ください。申請書へのご記入は必要ありません。**

#### 【草刈料金の算定方法】

(例) 面積153.8㎡の空き地の場合

面積 153 ㎡ × 1㎡あたりの料金 (190円) × 消費税1.10 = 31,977 円

(小数点以下は切捨て)

**上記算定(例)の支払額は、31,977円となります。**

### 3 作業内容

作業は、「足立区生活環境の保全に関する条例」に基づくものです。

作業内容は、雑草の刈取りおよび刈草の搬出となります。

(草むしりではありませんので、草刈り後の草の高さは数cm程度残ります。)

刈草は、業者が処分します。刈草の搬出は、草刈りとは別の日に行う場合があります。

なお、敷地内のごみや廃材等の刈草以外のものは、収集・撤去できません。草刈後の不法投棄物の処分でお困りの方は下記担当までご相談ください。

次のような場所の草刈りはできません。

- (1) 建物がある土地及び建物の周りの草刈り
- (2) 駐車場及びその周りの草刈り
- (3) フェンスにからまったツルなどを取り除く草刈り
- (4) 作業用機械が入れない場所

#### 4 作業期間

(1) 現場の確認から作業完了まで1ヶ月程度かかります。特に申し込みが集中する時期はそれ以上かかる場合もあります。

(2) 希望実施月がある場合には、ある程度の余裕をもってお申し込みください。希望月が当月の場合や混み合っている場合には、ご希望に添えない場合がございます。

#### 5 料金のお支払い

草刈り完了後に料金支払い用の納付書を送付します。業者へ直接支払いはできません。場合により、草刈実施前に料金を納めていただく事がございます。

期限までにお近くの公金取扱金融機関（ゆうちょ銀行又は都市銀行）でお支払ください。

なお、期限までに支払わなかった場合は、期限を経過した日から、支払の日までの日数に応じ、請求額につき年10.95%の割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）が発生する場合がございます。発生する場合には納入日確定後に計算をおこない、当初請求とは別に違約金を請求させていただきます。

#### 6 同意事項（※重要）

(1) 作業日程は、事前に業者から申請者の方に直接連絡するため、申請書に記載された個人情報（氏名・住所・電話番号）を業者に通知させていただきます。なお、草刈委託に関するこの他に、個人情報を使用することはいたしません。

(2) 当草刈り委託作業は足立区生活環境の保全に関する条例第10条の規定に基づき、申し受けます。

(3) 委託料については、同条例施行規則第8条の規定に基づき、納入させていただきます。

#### 7 請負業者

株式会社富士造園

〒121-0074 足立区西加平二丁目2番34号

電話 03(3885)1100

#### 8 お申し込み及びお問い合わせ

足立区環境部生活環境保全課 担当：小野田・鈴木・塩田・伊藤・柳田

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03(3880)5410（直通）

FAX 03(3880)5604